令和９年度（令和９年４月～令和１０年３月）

豊後高田市保育施設入園案内

継続入園



（お問い合わせ先）
豊後高田市　子育て支援課（健康交流センター花いろ内）
住　所：〒879-0604　豊後高田市美和 1335 番地１
電　話：0978-23-1840

１．市内認可保育園の所在地及び利用時間（令和９年度予定）

保育園名	所在地	連絡先	保育標準時間	保育短時間	延長保育
城台保育園	玉津464	22-2447	7時00分 ～18時00分	8時00分 ～16時00分	～20時00分
和光保育園	新栄1208-1	24-0160			～19時00分
封戸保育園	水崎1273	22-3677			～18時30分
河内保育園	佐野2043	24-1428			
真玉保育園	西真玉2093	53-5095			
香々地保育園	見目705-13	54-2069			
あすなろほいくえん	田染相原33-2	25-8170			延長なし
さわらび保育園	来縄2586	25-8501			

各園の開所日・・・日曜・祝日・年末年始を除く日

２．引き続き保育園の利用を希望される方

翌年度も保育園の利用を希望する児童については、毎年、保育を必要とする状況の届出が必要となります。

期限内に書類の提出がない場合、虚偽の内容で届出した場合、連絡が取れない場合などは、令和８年 12 月末で認定取消（退園）になります。

※新しく兄弟姉妹が保育園を利用する場合は、別途申請書等の提出が必要です。

３．保育園の入園基準

保護者（父、母）が、次の表のいずれかの事由に該当し、保育を必要と認められる場合に、保育園を利用することができます。

なお、事由に該当しなくなった場合、原則、退園となりますのでご了承ください。

事由	保育の必要量の要件	保育時間
就労	月 120 時間以上の就労	保育標準時間
	月 60 時間以上 120 時間未満の就労	保育短時間
妊娠・出産	出産前３ヶ月、又は出産後３ヶ月	保育標準時間
育児休業	育児休業取得中の継続利用	休業前の区分
求職活動	求職中（就職活動期間の３ヶ月限定）	保育標準時間
病気 障がい	病気・負傷・障がいがある 通院もしくは入院中の場合	申請内容により判断
介護・看護	親族等を介護もしくは看護している	申請内容により判断
災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたっている	保育標準時間
就学	就学・職業訓練をしている	就学時間により判断
虐待･ＤＶ等	虐待やＤＶ等のおそれがある	保育標準時間
その他	その他、上記に類する事情がある	申請内容により判断

４．保育園の利用時間

就労時間等に応じて、次のとおり利用可能時間が異なります。



（1）保育標準時間（最大 11 時間/日の利用）

⇒　就労時間　月 120 時間以上（主にフルタイム勤務）

※　希望により保育短時間の認定も可能です。

（2）保育短時間（最大８時間/日の利用）

⇒　就労時間　月 60 時間以上 120 時間未満（主にパートタイム勤務）

※　通常保育の時間を超過した場合は、延長保育の料金が発生します。

５．書類配布場所、提出期限、提出場所

・配布場所

各保育園

・提出期間

令和８年11月４日（水）～ **令和８年12月１日（火）**

・**提出場所**

現在通っている保育園へ提出をお願いします。

６．入園後の各種届出

次のような場合は、速やかに子育て支援課にお問い合わせください。

(1)　保育の認定事由などに変更があった場合

（仕事を辞めた、勤務時間が変わった、病院を退院したなど・・・）

(2)　保育園を退園する場合（退所届の提出が必要です。）

(3)　住所変更、氏の変更、世帯構成の変更などがある場合

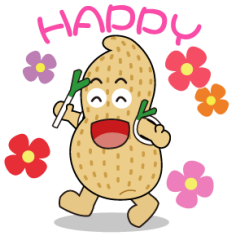
(4)　就労証明書の雇用期間が終了した場合

（就労証明書の提出が必要です。）

※　**故意に届出を怠った場合などは、認定取消（退園）**となります。

７．保育料

◆　市内外保育園　→　保育料・副食費**完全無料**



８．提出書類

（1） 入所申込書兼施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書

（2） 保育を必要とする状況がわかる書類（父母各１枚以上）

事由	提出書類
① 就労	就労証明書 ※新たに自営業になった方や自営業で就労内容に変更があった方は、「就労証明書」と以下の書類が必要です。 ・本人が業務を行っていることがわかる書類 （確定申告書、営業許可証、開業届、登記事項証明、請負契約書等の写しのいずれか）
② 妊娠・出産	母子健康手帳の写し又は分娩予定日がわかる書類
③ 育児休暇	就労証明書
④ 求職活動	求職活動申立書
⑤ 病気・障がい	病気・出産等証明書 身体障害者手帳等の写し
⑥ 介護・看護	病気・出産等証明書 申立書
⑦ 災害復旧	罹災証明書
⑧ 就学	在学証明書又は通学の日、時間等が確認できる書類
⑨ 虐待・ＤＶ等	市長が必要と認めるもの
⑩ その他	

※ 虚偽内容の申請は、認定取消（退園）のほか、公文書偽造罪に問われる場合があります。

⑶ その他

事由	提出書類
①障がい者がいる世帯	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
②幼稚園・他の保育園に転園希望	退所届